

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の抑制にむけた今後の方針

令和3年7月12日

京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制するため、京都府に適用されておりました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が、7月11日をもって終了しました。

今後も、引き続き感染防止対策に取り組む必要があることから、京都府が示した「感染再拡大の抑制にむけた今後の対策」に準じて、京丹波町では、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施します。

町民の皆様におかれましては、感染再拡大の抑制にむけた取り組みについて、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

◆ 感染再拡大の抑制にむけた取り組み

(1) 取組期間

- ・ 7月12日（月）0時から7月25日（日）24時まで
（催物（イベント等）の開催に係る取り組みは8月11日（水）まで）

(2) 外出自粛の要請

- ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出や都道府県間の移動は、できる限り控えてください。

(3) 発熱等の症状がある方への要請

- ・ 発熱等の症状（発熱、咳、のどの痛み、息苦しさの症状）がある場合は、必ず仕事や学校を休み、かかりつけ医等に相談してください。
- ・ 自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗いを行ってください。
- ・ 極力、個室で過ごして部屋から出ないようにし、共有スペースの利用は最小限にしてください。

(4) 同居者に発熱等の症状がある方への要請

- ・ 同居者に発熱等の症状がある場合は、自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗い、個室や間仕切り等により同居者の療養環境を確保してください。
- ・ 同居者の職場・学校等でクラスターが発生している場合にも、同居者に発熱等がある場合と同様に注意してください。

(5) 催物（イベント等）における感染を防ぐために

イベント主催者等の皆様には、以下の要件に沿った開催をお願いします。

- ① 実施期間 8月11日まで
- ② 上限人数 5,000人以下もしくは施設の収容率の50%以内
(大声での歓声等がない場合：100%)の人数のいずれか大きい方。
- ③ 開催時間 午後9時まで
- ④ 事前協議 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを実施する場合は、事前に、京都府の相談窓口にご相談してください。

(新型コロナウイルス感染症対策本部運営チーム 075-414-5658)

(6) 施設の使用制限等

- ① 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）、遊興施設（接待を伴う飲食店等）で、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗については、以下の内容による営業をお願いします。

- ・営業時間 午前5時から午後9時まで
- ・酒類の提供 一定の要件を満たした場合に限り、午前11時から午後8時30分まで提供可能

【一定の要件】

- ・アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底
- ・同一グループの入店は、原則4人以内
- ・カラオケ設備 使用を自粛してください

- ② 体育館やグラウンド、公民館など町の管理施設については、次のとおり制限した上で、施設の使用を認めます。体育館、グラウンド、集会場等及び運動施設については、「新しい生活様式に基づく京丹波町社会教育施設等利用ガイドライン」を遵守してください。

使用者	町内在住者もしくは町内団体に限る。
使用時間	1団体・個人につき1日3時間以内 使用は午後9時まで
その他	大会、イベント等の開催は控えてください。

町の管理施設

【小中学校の体育館及びグラウンド等】

竹野小学校	丹波ひかり小学校
下山小学校	瑞穂小学校
和知小学校	蒲生野中学校
瑞穂中学校	和知中学校

【集会場等】

中央公民館	桧山公民館
梅田振興センター	三ノ宮基幹集落センター
質美振興センター	下大久保文化教育センター
和知ふれあいセンター	和知生涯学習センター
山村開発センターみずほ	わーふ館

【運動施設】

上豊田グラウンド	旧須知小学校グラウンド
三ノ宮農村公園グラウンド	わちグラウンド
旧須知小学校講堂	三ノ宮体育館
篠原体育館	わち夢広場

【公園】

須知川水辺公園	須知公園
---------	------

(7) 職場における感染予防の徹底

- ・テレワークをより推進いただくとともに、ローテーション勤務や時差出勤、週休の分散化、休暇取得、テレビ会議の活用等により、職場や通勤中での「密」を回避してください。
- ・執務室だけでなく、休憩スペースや更衣室等の共用スペースについても、こまめに換気を行うなどの対策を行ってください。
- ・事業の継続に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制してください。
- ・体調に不安のある従業員に対して、休みやすい環境づくりを推進してください。

◆ 役場の勤務体制について

- ・事業者様への要請事項（7）職場における感染予防の徹底と同様の取り組みを行うなど、感染症対策を実施します。

◆ 町主催の会議等について

- ・町が主催する会議等については、必要最小限の規模、時間により、感染予防対策を講じた上で開催します。

◆ 町立学校等の対応について

- ・学校等〔幼稚園、小学校、中学校、のびのび児童クラブ、保育所〕における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、徹底した感染予防対策を講じた上で活動を継続します。

◆ 感染の再拡大を防ぐためのお願い

(1) 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を!

- ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密の回避など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- ・検温を習慣化し、体調管理に努めてください。何か症状が出たり、体調の悪さを感じた時は、必ず検温を行ってください。
- ・人と人との接触機会を減らすため、各種イベント等、屋外での活動も慎重に行動してください。
- ・特に、多人数での宴会等は自粛をお願いします。
- ・感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。
会話の時は必ずマスクをしましょう!

(2) ワクチン接種済の方も、引き続き感染予防対策を

- ・ワクチン接種を完了した方も、引き続き、マスク着用、手洗い、消毒などの感染予防対策をお願いします。

<ワクチン接種完了後も周りの人に配慮を>

- ・周りの人は未接種かもしれません!
- ・コロナウイルスは手指についているかもしれません!
- ・正しいマスクの着用や手指消毒などの感染対策は継続を!

(3) 飲食機会における感染を防ぐために

- ・飲食時のきょうとマナーにご協力をお願いします。

<きょうとマナー>

- ① 適切なアクリル板や換気設備のあるお店で!
- ② 会話の時は、マスクを着用!
- ③ 食事前、退店時には手指消毒を!
- ④ お店では大声で話さないでください!
- ⑤ 2時間、4人までを目安に!

- ・宴会、複数家族でのホームパーティーは控えてください。
- ・路上、公園等の屋外での飲食も控えてください。